

令和3年度

「森住民自治協議

総 会



令和3年5月28日

於：保健センター

令和2年度 「森を考える会」 事業報告

年月日	行 事 名	内 容	人数
R2. 4. 3	イベント開催基準の見直しについて	コロナ感染拡大防止について	
R2. 4. 10	管理所長あいさつ	蓮ダム異動就任	2名
R2. 5. 12	令和元年度資料監査	令和2年度総会資料監査	4名
R2. 5. 18	令和2年度役員会紙面議決について	保健センター 本部役員・自治会長	12名
R2. 5. 20	総会資料 新役員に配布		1名
R2. 6. 3	第1回役員会 配布		
R2. 6. 4	香肌小学校・松ヶ崎小学校の交流学習会打ち合わせ	校長先生との協議（会長）	1名
R2. 6. 5	香肌ふれあいフェスティバル 幹事会	蓮ダム管理所2階	1名
R2. 6. 11	ネットワーク116 総合	宮前老人福祉センター	1名
R2. 6. 12	森を考える会 役員会	保健センター	11名
R2. 6. 15	飯高管内住民協議会会議	宮前まちづくり会館	2名
R2. 7. 1	雑草90号 発刊	各戸配布	
R2. 7. 4	役員会通知配布		
R2. 7. 11	松阪地域防災シンポジウム	松阪コミュニティ文化ホール	1名
R2. 7. 14	「森を考える会」役員会	香肌小大瀧校長同席	16名
R2. 7. 16	森地内環境整備	森公園・向久谷草刈	37名
R2. 7. 21	交流会打ち合わせ	香肌小・松ヶ崎小交流会について	14名
R2. 7. 31	香肌小・松ヶ崎小交流会	香肌小にて	15名
R2. 8. 4	花火・飴の注文お願い	配布	9名
R2. 8. 6	花火と飴配布		9名
R2. 8. 28	大人の料理教室	保健センター 中西元先生	10名
R2. 8. 31	役員会	保健センター 敬老会について	9名
R2. 9. 7	住民自治協議会に関する合同報告会	松阪産業振興センター	1名
R2. 9. 15	第27回 飯高管内住民協議会会議	川俣出張所	2名
R2. 9. 28	敬老記念品配布	75歳以上の方に授与	9名
R2. 10. 1	松阪広報10月号森考掲載		
R2. 10. 2	松阪市住民協議会に関する報告	開発センター	5名
R2. 10. 4	R2. 9. 23 行方不明者1名	木場公園土日テント設営の為使用願受理	1名
R2. 10. 19	松阪山城の会 森城跡説明会	家野入り口	1名
R2. 10. 20	森城跡調査の為草刈り	山道	3名

令和2年度 「森を考える会」 事業報告

年月日	行 事 名	内 容	人数
R2. 10. 23	森地内環境整備	森公園・向久谷草刈	12名
R2. 11. 9	住民自治協議会設立について	保健センターにて会議	4名
R2. 11. 16	香肌小学校児童とグランドゴルフ交流会	香肌小学校にて (AF会)	2名
R2. 11. 16	香肌小児童減少による職員配置要望書提出	香肌小学校 飯高4協議会会長署名	1名
R2. 11. 27	黒滝神社総代と協議	令和3年度どんどまつりについて	1名
R2. 12. 1	高齢者等森地区見守りについて	中村先生・社協・第三包括	7名
R2. 12. 3	森城跡案内看板設置の打ち合わせ	保健センター	4名
R2. 12. 8	登山者行方不明 木場公園解放	宿泊地として	
R2. 12. 10	ネットワーク116 例会	老人福祉センター	1名
R2. 12. 11	料理教室 女子会	保健センター	10名
R2. 12. 14	住民自治協議会設立会議	保健センター 第1回	15名
R2. 12. 17	スモール民間貸付審査会	松阪市役所	1名
R2. 12. 18	住協事務局会議	橋西市民センター	1名
R2. 12. 23	飯高4協議会会長等会議	保健センター	2名
R2. 12. 27	どんどまつり 左義長設置	スーパー下	15名
R2. 12. 31	どんどまつり 左義長修理	強風で倒壊した為	12名
R3. 1. 1	雑草91号 発刊	各戸配布	
R3. 1. 11	どんどまつり	スーパー下	21名
R3. 1. 18	浄化槽補助金制度変更説明	保健センター	1名
R3. 1. 22	塩ヶ瀬ドリームとの協議	グーテ	1名
R3. 1. 25	住民自治協議会設立会議	第2回目 保健センター	15名
R3. 2. 5	スモール民間貸付審査会	飯高地域振興局	1名
R3. 2. 15	本部役員打ち合わせ	保健センター	2名
R3. 2. 24	//	//	2名
R3. 3. 5	住民自治協議会設立会議	第3回 保健センター	18名
R3. 3. 15	飯高住民協議会会長会議	波瀬林業センター	2名
R3. 3. 17	本部役員打ち合わせ	保健センター	3名
R3. 3. 22	住民自治協議会設立会議	第4回 保健センター	2名
R3. 3. 25	ルート116会議	老人福祉センター	1名

収 入

科 目	予算現額	決算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民協議会活動交付金	3,705,000	3,705,000	活動交付金 1,087,000 円 ふるさと応援寄付金 2,618,000 円
地域敬老事業推進特別交付金	227,000	227,000	地域敬老事業推進特別交付金
協議会費	5,000	0	
雑 収 入	1,000	18,006	預金利子6円.
			ケーブルテレビ 10,000円 部谷3,000.木下3,000.栢本1,000.西垣1,000
草刈り委託	0	429,000	木場多目的広場除草業務委託
	0	484,000	蓮ダム周辺公園草刈委託
環境美化整備事業	0	80,000	自治会連合会より
収入合計	3,938,000	4,943,006	

支 出

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	内住民協議会 活動交付金額	内地域敬老 事業推進特 別交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
研究部会	60,000	38,872	38,800	0	1	調査研究事業
	(小計)	60,000	38,872	38,800	0	
文化部会	227,000	229,487	0	227,000	2	森地区敬老会事業
	50,000	10,000	0	0	3	伝統文化継承事業 どんどまつり
	30,000	0	0	0	4	香肌峡ふれあいフェスタ
(小計)	307,000	239,487	0	227,000		
広報部会	30,000	39,307	35,300	0	5	広報誌発行事業 (年2回) 90号・91号
	(小計)	30,000	39,307	35,300	0	
運動部会	30,000	34,522	34,500	0	6	環境整備事業
	(小計)	30,000	34,522	34,500	0	
福祉部会	20,000	20,000	20,000	0	7	各種団体連携支援事業
	30,000	53,390	53,300	0	8	地域福祉計画策定事業
						香肌小学校グランドゴルフ大会 21,140 松ヶ崎小・香肌小の交流会 32,250
(小計)	50,000	73,390	73,300	0		

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	内住民協議会 活動交付金額		事業 番号	(小分類) 事業名
			内地域敬老 事業推進特 別交付金額			
助成金	1,309,000	1,309,000	1,309,000	0	9	地域支援活性化団体活動補助金
	1,309,000	1,309,110	1,309,000	0	10	防犯灯整備事業1,012,220円・向久谷さつき園296,890円
	100,000	100,000	100,000	0	11	公民館助成事業
(小計)	2,718,000	2,718,110	2,718,000	0		
事務局費	480,000	480,000	480,000	0	12	事務局賃金
	35,000	79,595	79,500	0	13	消耗品費
	90,000	76,764	76,700	0	14	通信運搬費
	20,000	9,851	9,800	0	15	光熱水費
	10,000	10,000	10,000	0	16	会費・手数料
	30,000	65,773	65,600	0	17	雑費
	43,000	33,323	33,300	0	18	出張旅費
(小計)	708,000	755,306	754,900	0		
器具備品	35,000	50,437	50,200	0	19	テプラ・棚
(小計)	35,000	50,437	50,200	0		
環境美化 整備事業	0	80,575	0	0		各地区環境美化・整備事業
(小計)	0	80,575	0	0		
委託	0	429,000		0		木場多目的広場除草業務委託
	0	484,000		0		蓮ダム周辺公園草刈委託
(小計)	0	913,000	0	0		
支出合計	3,938,000	4,943,006	3,705,000	227,000		

監査報告書

令和2年度森を考える会の会計及び業務全般の帳簿、証拠書類、預金通帳等を監査した結果、その内容はすべて適正に処理されているものと認めます。

令和3年4月28日

監事 河合 信行



監事 久保 亮太



第2号議案

森地区住民協議会

「森を考える会」の解散について

提案

森を考える会は、昭和60年に設立されましたが、35年の長きにわたり組織運営がなされてきました。

今回、森住民自治協議会の設立に伴い、本会は組織の移行に合わせて発展的に解散することとなりました。

よって、本会の解散を提案致します。

第3号議案

令和3年度 「森住民自治協議会」 事業計画

1. 活動目的

森地区住民の発展意欲と連帯感のもとに、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って、心豊かで住みよい活力ある地域づくりを推進する。

2. 具体的計画

①自治会長部会

豊かで生きがいのある地域づくりをめざしていく。

開催月日	事業名	事業内容	予算
随時	各地区 環境整備・環境保全	草刈り・缶拾い他 森公園・向久谷の除草 自治会連合会より	80000 177,541

257,541

②福祉部会

子供から高齢者まで地域の全ての人々が、健康で安心して暮らせる地域づくりのための福祉活動を実践及び研究する。

開催月日	事業名	事業内容	予算
随時	森地区敬老会	敬老会を開く	226,000
随時	各種団体連携 支援事業	A F 会への支援	20,000
随時	「見守り」事業	定期的に会議をする	10,000

256,000

③文化部会

歴史・文化・伝統の継承における生涯学習や教室を通して森地区民との絆を深めていくよう努めていく。

開催月日	事業名	事業内容	予算
随時	教室他		100,000

100,000

④広報・研究部会

各部会が行う行事や事業などを広報誌「雑草」等を通して、地域住民に広く報告する。

開催月日	事業名	事業内容	予算
R3. 7. 1 R4. 1. 1	広報誌の発行	雑草86号・87号の編集と発刊	40,000
随時	森の自慢・観光	森の将来像等の研究	22,000

62,000

⑤イベント部会

森地区民のコミュニケーションを図り、文化的行事などを通して心暖かい地域づくりに努めていく。

開催月日	事業名	事業内容	予算
随時	香肌峡ふれあいフェスティバル	蓮ダム周遊ウォーキングがメインで、色々なイベントに参加する。	50,000
随時	自然体験交流事業	蓮ダムとの交流で、飯高・飯南の子供達に体験などをしてもらう	

50,000



収 入

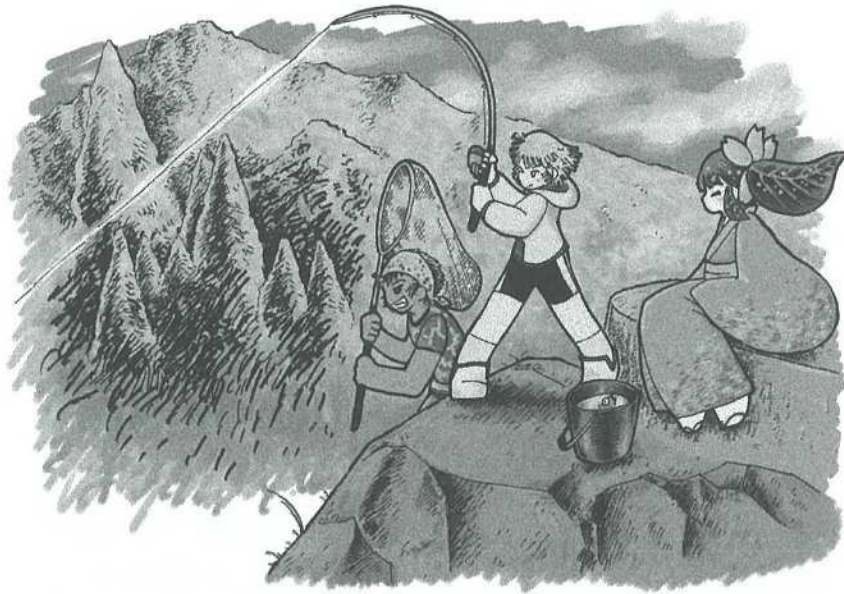
科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民自治協議会活動交付金	3,665,000	活動交付金 1,313,000円、ふるさと応援寄付金 2,352,000円
清算金	177,541	飯高町自治連合会残余財産清算金
協議会費	50,000	自主財源
雑収入	5,000	利子他
収入合計	3,897,541	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
自治会部会	80,000	80,000	1	環境美化・環境整備事業
	177,541			
	(80,000)			
(小計)	257,541	80,000		
福祉部会	226,000	226,000	2	森地区敬老会事業
	20,000	20,000	3	各種団体連携支援事業
	10,000	10,000	4	地区住民の安心・安全に関する事業
(小計)	256,000	256,000		
文化部会	100,000	100,000	5	歴史・文化・伝統の継承における生涯学習や公民館活動
(小計)	100,000	100,000		
イベント部会	50,000	50,000	6	地域福祉計画策定事業 香肌峡ふれあいフェスティバル 自然体験交流事業
(小計)	50,000	50,000		
広報・研究部会	40,000	40,000	7	広報誌の発行
	22,000	20,000	8	地域の将来像等の研究
(小計)	62,000	60,000		
助成金	1,176,000	1,176,000	9	地域支援活性化団体活動補助金
	1,176,000	1,176,000	10	環境整備・音響設備事業
(小計)	2,352,000	2,352,000		

	480,000	480,000	11	事務局費
	70,000	70,000	〃	消耗品費
	80,000	80,000	〃	通信運搬費
	20,000	20,000	〃	光熱水費
事務局費	10,000	10,000	〃	会費
	60,000	60,000	〃	雑費
	50,000	47,000	〃	出張費
	50,000	0	〃	役員報酬・費用弁償
(小計)	820,000	767,000		
支出合計	3,897,541	3,665,000		

森住民自治協議会 規約



私たち『森住民自治協議会』は

- 1、笑顔あふれる地域を目指します。
- 1、住民の生きがいを大切にします。
- 1、安全で安心して暮らせる地域を目指します
- 1、自分たちの地域は自分たちが創ることを目指します。

令和3年4月1日

森住民自治協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、森住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、森地区住民の発展意欲と連帯感のもと豊かで住みよい地域社会づくりを推進し、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、松阪市飯高町森、飯高町青田、飯高町猿山、飯高町蓮の範囲(以下「森地区」という。)とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市飯高町森1410番地 飯高保健センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 地域計画の策定に関する事業【条例により表現強化】
- (3) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (4) 福祉、健康づくり等に関する事業

- (5) 環境美化、環境保全など住環境整備等に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統の継承や生涯学習等の公民館活動に関する事業
- (7) 地区内外との交流及び連帯に関する事業
- (8) 各種団体との協働及び育成に関する事業
- (9) その他地域づくりに関する事業

(構成)

第6条 協議会の構成員は、森地区に居住する住民及び森地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、理事会及び専門部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員を選任)

第9条 役員は理事会において役員選考委員会を設置して、構成員の中から候補者を

選出し、理事会で決定する。

(役員の仕事)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会議録の作成等、会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 協議会の役員の仕事は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員が辞任又は任期满了の場合においても後任者が就任するまでその任務を行なわなければならない。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は45名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があった場合

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の20日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認める

ときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2) 会則の改廃の決定に関する事。
- (3) 地域計画の策定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議

(理事会の構成)

第 25 条 理事会は、監事を除く役員と各専門部会より選出された部会長及び理事で構成する。

2 理事会の長は、会長がこれに就く。

3 各部会から選出する理事の数は、それぞれ2名(部会長を除く。)とする。

(理事会の招集と議長)

第26条 理事会は、理事会の長が招集する。

2 理事会の議長は、理事会の長がこれに当たる。

(理事会の役割)

第27条 理事会は、次の事項を調整及び審議し、本会の事業推進の任に当たる。

- (1) 各部会の事業計画及び予算及び事業実績、決算に関すること
- (2) 会則の改廃の協議等に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の5つの専門部会を置き、人数については別に定める。

2 専門部会は代議員及び森地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

部会名	主たる構成組織等	業務内容
-----	----------	------

自治会部会	各地区自治会長 等	基本協定に関する業務 地域の住環境整備や環境美化、環境保全等に関する業務
福祉部会	地区の民生児童委員 AF会 等	地区住民の安心、安全に関する業務
文化部会	公民館長 公民館サークル代表者 公民館運営委員会 等	歴史、文化、伝統の継承。 生涯学習や公民館活動に関する業務
イベント部会		地区住民の交流、連帯、イベント開催等に関する業務
広報・研究部会		広報紙の発行業務、地域計画策定業務 地域の将来像等を研究する業務

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は各部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は、理事以外の代議員の中から会長が指名し、役員会の承認を得る。

- 2 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(役員等の報酬)

第34条 協議会は、役員等に対して報酬、旅費日当などの費用弁償を支給することができる。報酬、費用弁償等の額については別に定める。

(委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

1、この会則は、令和3年 月 日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利等の継承)

2、松阪市住民協議会条例に基づく、森を考える会に係る一切の権利、財産は森地区住民自治協議会が継承するものとする。

(松阪市住民協議会 森を考える会会則の廃止)

3、本会則の施行に伴い、これまでの森を考える会の会則は廃止するものとする。

・規約第13条 第2項の別表1 代議員の数

自治会および各種団体名等	代議員数	戸数	備考
深野自治会	4	38	
犬飼自治会	5	54	
家野自治会	3	28	
柏野自治会	3	20	
木屋切自治会	1	9	
久谷自治会	3	20	
向久谷自治会	2	11	
宇藤木自治会	2	11	
塩ヶ瀬自治会	3	23	
消防団飯高方面団森分団	2		
AF会	2		
民生委員	5		
公民館・公民館サークル	2		
塩ヶ瀬ドリーム	1		
山猿会	3		
合計	41	214	

※戸数については、住民基本台帳に基づくものではなく、自治会長及び事務局で把握している戸数としている。

自治会推薦代議員の選出基準(但し自治会長を除く。)

戸数が40戸以上の自治会	5人
戸数が30戸以上40戸未満の自治会	4人
戸数が20戸以上30戸未満の自治会	3人
戸数が20戸未満の自治会	2人

森住民自治協議会 旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の役員、運営委員、部会員及び会長が特に認める者（以下「役員等」とする。）に支給する旅費・日当について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が、協議会が命ずる旅行をする場合、当該役員等に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 支給する旅費の種類は、旅行のために要する車賃、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊料及び日当とする。ただし、旅行の目的地が県内で、協議会が主催する会議や行事及びその準備等（以下「協議会が主催する会議等」という。）に伴う旅行の場合は、旅費のみ支給し日当は支給しないものとする。

(支給額)

第4条 支給額は、住民自治協議会事務局所在地から目的地までを合理的かつ最短順路によって旅行した場合において、次の各号に掲げるとおり計算する。

- (1) 車賃については、自家用車を使用する場合、1キロメートル当たり37円として計算して支給する。
 - (2) 鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊料については、実費を支給する。
 - (3) 宿泊料については、1夜につき12,000円をとする。ただし県内での宿泊に限り、12,000円を限度とする実費額とする。
 - (4) 日当については、目的地が県外の場合のみ支給し、1日につき2,000円とする。
- 2 協議会が主催する会議等が同日に重複した場合は、いずれか1回分のみ支給する。
- 3 他団体が主催する会議や行事及びその準備等（以下「他団体が主催する会議等」という。）に伴う旅行で旅費等が他団体より支給される場合は、協議会より旅費、日当を支給しない。

(旅費の申請及び支給)

第5条 役員等が旅費の支給を受けようとするときは、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を受け、支給することが適当であると認められる場合は、速やかに旅費を支給する。
- 3 旅費は、全額通貨で支給する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

旅費計算の根拠となる行程距離表（飯高保健センター起点）

住所	施設名等	マップファン利用 単位：km			旅費車賃 支給額 37円/Km	県内 日当 2,000円
		片道 距離	往復 距離	支給 対象 距離		
飯高町波瀬	林業総合センター	9.9	19.8	19.0	703	0
飯高町七日市	総合開発センター	3.0	6.0	6.0	222	0
飯高町栗野	川俣出張所	5.6	11.2	11.0	407	0
飯高町赤桶	赤桶集会所	13.7	27.4	27.0	999	0
飯高町宮前	飯高地域振興局	16.3	32.6	32.0	1,184	0
飯高町宮前	老人福祉センター	16.8	33.6	33.0	1,221	0
飯南町粥見	コミュニティーセンター	22.7	45.4	45.0	1,665	0
飯南町粥見	飯南地域振興局	22.8	45.6	45.0	1,665	0
飯南町横野	飯南産業文化センター	25.6	51.2	51.0	1,887	0
川井町	クラギ文化センター	45.7	91.4	91.0	3,367	0
川井町	橋西地区市民センター	46.0	92.0	92.0	3,404	0
殿町	市役所本庁舎	45.4	90.8	90.0	3,330	0
本町	産業振興センター	45.6	91.2	91.0	3,367	0
高町	三重県松阪庁舎	46.4	92.8	92.0	3,404	0
高町	松阪税務署	46.8	93.6	93.0	3,441	0
嬉野権現前町	ふるさと会館	50.5	101.0	101.0	3,737	0
嬉野町	嬉野地域振興局	50.9	101.8	101.0	3,737	0
曾原町	三雲地域振興局	51.5	103.0	103.0	3,811	0
曾原町	ハートフル三雲	52.9	105.8	105.0	3,885	0

車賃は、1 km当たり 37 円とし、路程に 1 キロメートル未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて算出する。鉄道賃、船賃、航空賃は実費支給とする。

役職	氏名	所属
監事	柳谷 一夫	AF会
監事	上嶋 初子	木屋切

役職	氏名	所属
地域応援隊	北村恭一	市役所
地域応援隊	小森文人	市役所
地域応援隊	森下 強	市役所
地域応援隊	土記太市	市役所
地域応援隊	床呂直哉	市役所

理事会 20名

役員会

役職	氏名	所属
会長	湯谷 國秀	
副会長	上垣 覚	柏野
書記	木下 幸一	山猿会
会計	今井 あつ子	
事務局長	今井 あつ子	

自治会長部会【3名】		
役職	氏名	所属
部会長	森山 信幸	塩ヶ瀬
理事	木下 康次	深野
理事	大西 峰男	犬飼

文化部会【3名】		
役職	氏名	所属
部会長	久保 亮太	公民館
理事	上田 了	公民館サークル
理事	古川 博司	久谷

広報・研究広報部会【3名】		
役職	氏名	所属
部会長	成岡 篤史	宇藤木
理事	杉下 照栄	塩ヶ瀬ドリーム
理事	床呂 さや子	推薦

イベント部会【3名】		
役職	氏名	所属
部会長	今井 長人	消防
理事	皿谷 玉喜	柏野
理事	前川 眞一	山猿会

福祉部会【3名】		
役職	氏名	所属
部会長	中尾 大克	民生委員
理事	中柄 修一	AF会
理事	平野 克江	民生委員

専門部会 41名

自治会長部会【9名】		
代議員	氏名	所属
代議員	木下 康次	深野
代議員	大西 峰男	犬飼
代議員	板庭 靖	家野
代議員	上垣 覚	柏野
代議員	上嶋 初子	木屋切
代議員	杉本 正治	久谷
代議員	新田 正典	向久谷
代議員	上尾 欽吾	宇藤木
代議員	森山 信幸	塩ヶ瀬

文化部会【7名】		
代議員	氏名	所属
代議員	久保 亮太	公民館
代議員	上田 了	公民館
代議員	畑中 道夫	久谷
代議員	古川 博司	久谷
代議員	中 正治	犬飼
代議員	今井 精一郎	犬飼
代議員	上込 則康	向久谷

広報・研究部会【9名】		
代議員	氏名	所属
代議員	成岡 篤史	宇藤木
代議員	杉下 照栄	塩ヶ瀬ドリーム
代議員	中西 勇二	深野
代議員	中田 英生	犬飼
代議員	中西 務	深野
代議員	上田 良幸	犬飼
代議員	堀口 勝弘	塩ヶ瀬
代議員	土記 新市	家野
代議員	床呂 さや子	推薦

イベント部会【9名】		
代議員	氏名	所属
代議員	今井 長人	消防
代議員	中嶋 弘也	消防
代議員	前川 眞一	山猿会
代議員	中西 元	山猿会
代議員	木下 幸一	山猿会
代議員	竹川 幸伸	深野
代議員	皿谷 玉喜	柏野
代議員	乙女 貴之	柏野
代議員	皿谷 聡	塩ヶ瀬

福祉部会【7名】		
代議員	氏名	所属
代議員	中柄 修一	AF会
代議員	柳谷 一夫	AF会
代議員	中谷 仁志	民生委員
代議員	中尾 大克	民生委員
代議員	中西 文代	民生委員
代議員	平野 克江	民生委員
代議員	新田 明美	民生委員



自治会推薦代議員数の選出基準

代議員	選出基準	41	名
	実数	0	

() 内の数字は自治会長を除いた数

戸数が40戸以上の自治会	5人	(4人)
戸数が30戸以上40戸未満の自治会	4人	(3人)
戸数が20戸以上30戸未満の自治会	3人	(2人)
戸数が20戸未満の自治会	2人	(1人)